

HR揭示

令和4年4月8日

教 務 部

暴風警報・特別警報発令時の措置について

- ア 午前0時以降、『特別警報』が京都・亀岡、山城中部、山城南部の区域のいずれかに発令された場合は、解除の有無に関わらず生徒は臨時休業（家庭学習）とする。但し、自宅のある場所で発令された場合は同様の措置とする。
- イ 午前7時現在、『暴風警報』が京都・亀岡、山城中部、山城南部の区域のいずれかに発令されている場合は、生徒は自宅待機とする。
- ウ 午前10時現在、『暴風警報』が引き続き発令されている場合は臨時休業（家庭学習）とする。
- エ 午前10時現在、『暴風警報』が解除されている場合は、第5校時より授業を行う。（13:30～SHR、13:50開始）
- オ 生徒が在校中、『暴風警報』又は『特別警報』が発令された場合は、状況判断のうえ措置する。
- カ 休日等に部活動・模擬テスト等が行われている場合も、上記ア～オに準じる。

HR掲示

令和4年4月8日

教 務 部

「避難指示」発表時の措置について

- ア 午前0時以降、学校の所在地（向島秀蓮小中学区）を含む地域に、『避難指示』が発表されている場合は、解除の有無に関わらず生徒は臨時休業（家庭学習）とする。
- イ 午前0時以降、自宅の地域または登下校途中地域に『避難指示』が発表されている場合は自宅待機とし、解除の後に安全が確保されるまでは登校しない。
- ウ 生徒が在校中、『避難指示』が発表された場合は、状況判断のうえ対応する。

HR揭示

令和4年4月8日

教 務 部

交通機関不通時について

- ア 交通機関不通でやむを得ず遅刻又は欠席した生徒は、HR担任を通じて教務部まで届け、承認された場合は出席扱いとする。